

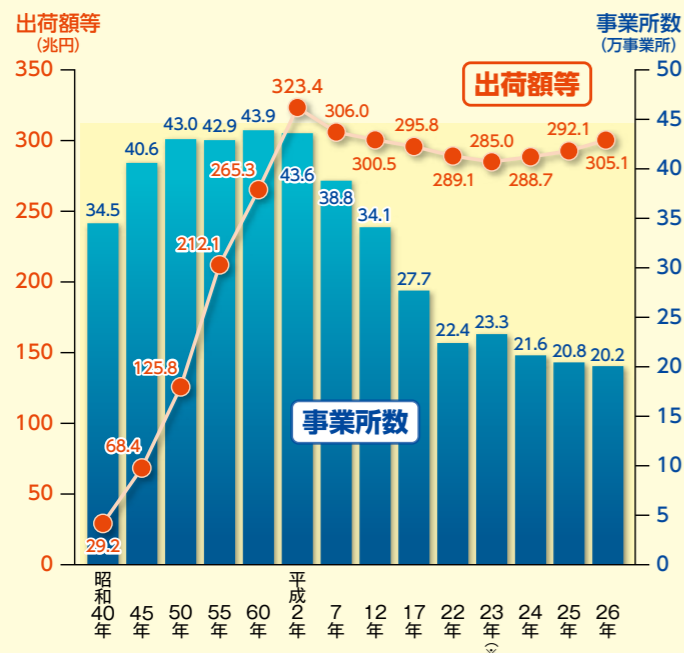
26年調査結果の概要

平成26年工業統計調査によると、我が国の従業者4人以上の製造業の事業所数は約20万、出荷額等は約305兆円です。出荷額等の内訳をみると、輸送用機械器具製造業が19.7%、化学工業が9.2%、食料品製造業が8.5%となっています。

昭和40年以降の従業者4人以上の製造事業所数の推移をみると、平成以降、製造事業所数は減少傾向にあります。出荷額等は減少傾向が続いていましたが、26年は増加しました。

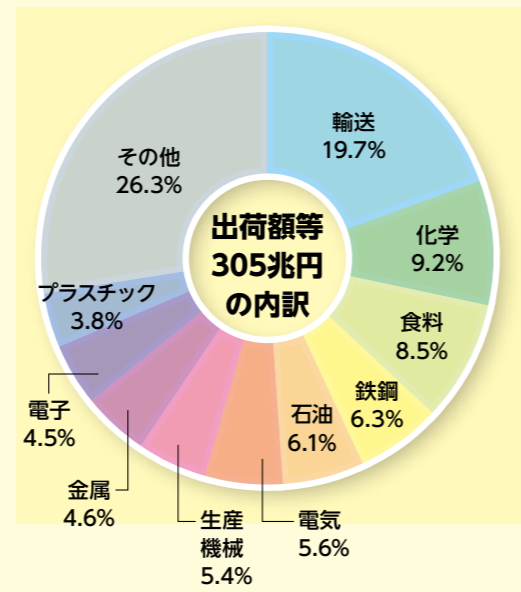


製造業の事業所数・出荷額等の推移



(※)平成24年経済センサス-活動調査(製造業)「産業編」による

平成26年工業統計調査
製造品出荷額等の割合



お問い合わせ先

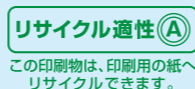
○ 調査票の記入等、ご不明な点がございましたら、下記コールセンターまでお問い合わせください。

経済産業省 工業統計調査コールセンター

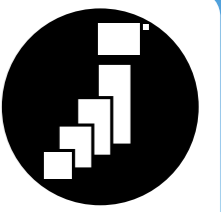
電話番号 **0120-805-071** (フリーダイヤル)

受付時間 **9:00 ~ 19:00** (土日・祝日を除く)

※ 統計調査員が配布した『調査票の提出時期』については、統計調査員または市区町村にお問い合わせください。



工業統計調査の 実施について



政府統計
統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

平成29年5月
経済産業省・都道府県・市区町村

平成29年工業統計調査(平成28年実績)にご回答をお願いします

平素より、経済産業省が実施しております各種統計調査にご理解を賜り、誠にありがとうございます。さて、経済産業省においては、我が国の製造業の実態を明らかにすることを目的に統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査として「工業統計調査」を実施しております。平成29年工業統計調査(平成28年実績)は、6月1日現在で実施いたします。調査は5月から6月にかけて行いますので、調査へのご回答をお願いします。



基幹統計調査とは…

基幹統計調査とは、統計法に基づき、行政機関が実施する統計調査のうち、重要なものとして総務大臣が指定した統計調査です。

報告の義務がある統計調査です

この調査の対象となったすべての事業所は、工業の実態を把握するため、正確に回答していただく必要があり、統計法第13条(報告義務)の規定により、調査票の提出義務と、これに違反した場合の罰則が、同法第61条(罰則)で定められています。

なお、調査票に記入いただいた内容は厳重に管理され、統計作成の目的以外(例えば、徴税の資料など)に使用することはありません。また、調査を実施する国・地方公共団体・統計調査員には、調査によって知り得た情報を他に漏らしてはならないこと(秘密の保護)が統計法で規定されておりますので、正確な記入をお願いします。

簡単・安心なインターネット回答をご利用ください!



工業統計調査では、24時間入力・保存・送信が可能なインターネット回答を推奨しています。調査に関する全ての作業がパソコンの画面上で完結するため、調査票への記入の手間が省けます。詳しいご利用方法は、調査票と一緒に配布される「オンライン調査ログイン情報」をご覧ください。なお、インターネット回答が利用できるのは「オンライン調査ログイン情報」が配布された事業所に限られます。

平成29年調査の対象となる事業所

工業統計調査は製造業に属する事業所を対象としており、全国の従業者4人以上の製造業の事業所（製造加工をしていない管理補助的業務のみを行う本社等を除く）を対象に本調査を実施します。

なお、事業所の構内にある製造事業所（構内請負事業所※）は調査対象となります。

本調査の名簿の確認のため、すべての製造事業所に統計調査員が事業所名や従業者数などの確認にうかがいます。調査対象事業所内に構内請負事業所がございましたら、統計調査員までご連絡をお願いします。

※構内請負事業所とは、以下の2つの要件を満たす事業所です。

- 1 発注元事業所の事業所構内において、従業者と設備を使用し、生産活動が1年以上継続的に行われている。
- 2 従業者の労務管理と発注元事業所との契約内容を把握している責任者が当該事業所に常時おり、事業所内に賃金台帳などの経営諸帳簿が備えられている。



お願いします。

調査は平成29年6月1日現在で実施します

ご記入いただく調査票は、都道府県知事が任命した統計調査員（又は直接郵送）が皆様のお手元にお届けします。調査票には、甲票（従業者30人以上の事業所用）と乙票（従業者29人以下の事業所用）の2種類があります。

指定の期日までにインターネットでご回答いただくか、調査事項に回答をご記入いただいた調査票を、統計調査員に（郵送により配布された調査票については郵送（同封の返信用封筒）にて）ご提出ください。ご提出いただいた内容については、統計調査員、市区町村、都道府県及び経済産業省の担当者が確認をします。

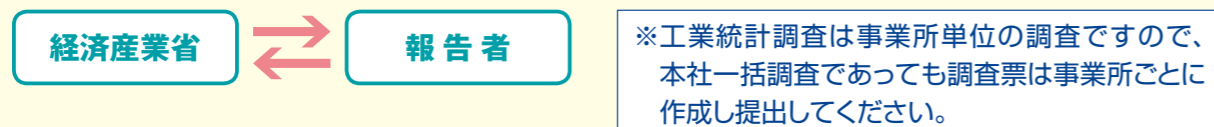
なお、統計調査員は準備調査のため下記1、2の全ての事業所にお伺いします。

調査の流れ

1 統計調査員調査（単独の製造事業所）



2 本社一括調査※、及び国直送調査（複数の製造事業所を有する企業傘下の事業所又は本社）



伺います！

注

○統計調査員は、身分を証明する「調査員証（政府統計ロゴマーク付き）」を携帯しています。調査員証の提示がない場合や問い合わせに不審な点を感じられた場合は即答せず、市区町村、都道府県又は経済産業省にご連絡ください。

意

○本調査の実施後に、市区町村、都道府県及び経済産業省の担当者が、記入内容について問い合わせをさせていただく場合があります。



気をつけてね

調査結果の利用事例

製造業の実態を把握し、政府として事業の創出・革新への支援、国内産業の活力の確保、ものづくり等伝統産業の振興諸施策の企画・立案・施行のための基礎資料として、また、国民経済計算、産業連関表、鉱工業指数などのマクロ経済分析、構造分析、学術研究、市場予測などの基礎資料として幅広く利用されています。



産業施策、地域産業施策等の基礎資料

- ▶ 製造業における各産業の実態把握
- ▶ 地域経済施策の企画・立案
- ▶ 産業の構造変化に関する調査分析研究
- ▶ 地域の産業施策、地域振興のための産業実態の把握

工業団地開発計画、企業誘致施策への利用

- ▶ 工業団地開発計画、企業誘致施策の基礎資料
- ▶ 誘致企業の雇用、製造活動の実態把握

鉱工業指数(IIP)への利用

- ▶ 鉱工業指数における品目や業種のウエイト算定の基礎資料

各種白書、県勢要覧等を利用

- ▶ 中小企業白書、ものづくり白書、水産白書、食料・農業・農村白書など
- ▶ 県勢要覧、市政要覧
- ▶ 地域経済、産業分析レポート、地域経済ビジョンの策定
- ▶ 都道府県における当該県の姿等の作成

企業、教育・研究機関、国際機関等での利用

- ▶ 企業が各種商品の生産、販売、事業計画を作るための基礎資料
- ▶ 市場予測等の基礎資料
- ▶ 社会科の学習用教材
- ▶ 国連へのデータ提供
- ▶ 経済協力開発機構(OECD)へのデータ提供

工業用水の使用実態の把握及び工業用水需給計画策定等に利用

- ▶ 下水道整備計画等の基礎資料
- ▶ 工業用水需給動向の把握及び予測
- ▶ 水資源の総合的な需給計画策定の基礎資料
- ▶ 水質浄化施策のための基礎資料

製造事業所の敷地面積等の把握及び工業用地対策の策定に利用

- ▶ 工業立地の現状把握や工業再配置のフォローアップの基礎資料
- ▶ 地方公共団体における国土利用計画の運営管理、進捗状況の把握

国民経済計算(SNA)及び産業連関表(IO)での利用

- ▶ 国民経済計算の製造業の生産額、投入額、付加価値額(GDP)の推計、就業者数・雇用量の推計及び産業活動別の分割に利用
- ▶ 四半期別国民所得統計速報(QE)において、製品在庫の推計に利用
- ▶ 県民経済計算の推計に利用
- ▶ 産業連関表の製造業部門の生産額や投入額の推計に利用
- ▶ 地域産業連関表の作成のための基礎資料

各種統計調査を実施するための基礎資料の提供

激甚災害に対応するための基礎資料への利用

地方交付税の算定のための基礎資料

調査の結果は、工業統計速報として翌年の2月下旬頃に公表し、その後「工業統計表 産業別統計表」などとして公表します。公表は経済産業省のホームページにて行っております。

URL : <http://www.meti.go.jp/statistics/index.html>